

平成23年5月19日

各位

会社名：株式会社トプコン
代表者：取締役社長 横倉 隆
(コード番号 7732 東証第1部)
問合せ先：経理グループ統括
取締役兼常務執行役員
小川 隆之
電話：03(3558)2536

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成23年6月24日開催予定の第118期定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第427条に基づき、社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

注) 下線は変更部分を示しております。

現行定款	変更案
第1条～第33条 (条文省略) (新設)	第1条～第33条 (現行どおり) 第34条 <u>当社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u>
第34条～第39条 (条文省略)	第35条～第40条 (現行どおり)

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成23年6月24日
定款変更の効力発生日	平成23年6月24日

以上